



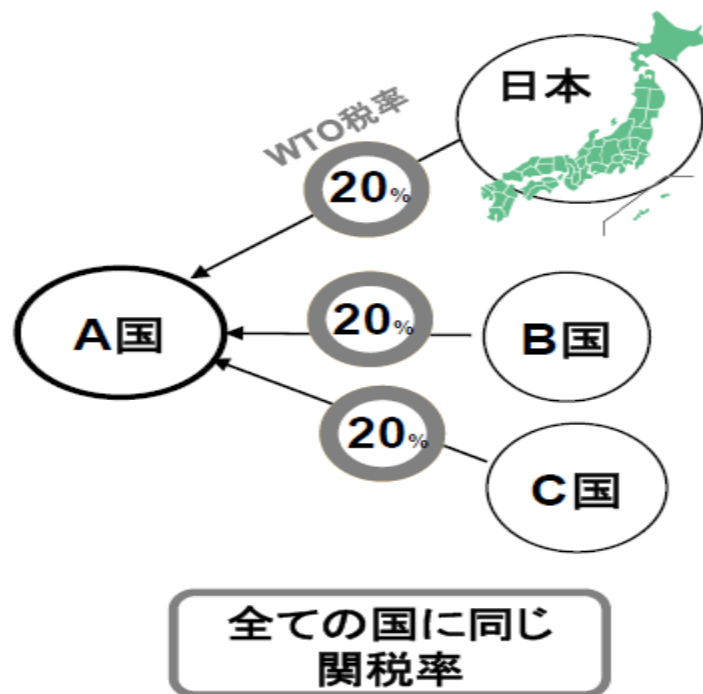
EPA活用セミナー

EPAを活用するために ～特定原産地証明書発給手続き～

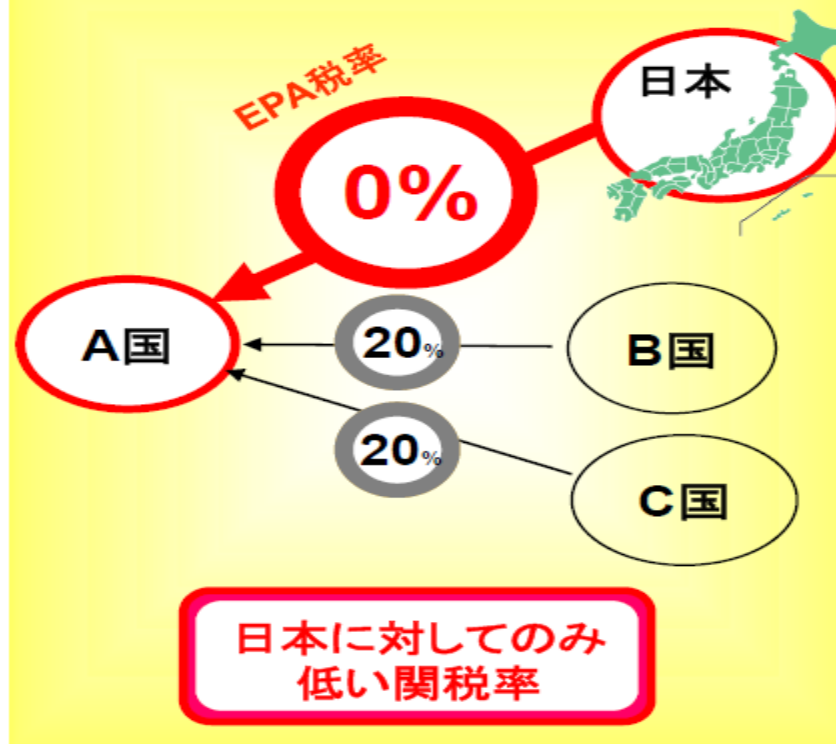
2013年2月6日
日本商工会議所国際部 篠原 崇

EPAを利用するメリットは？

WTOに基づく原則



日本とA国のEPA



関税撤廃／削減のメリット<日本からの輸出>

- 輸出先の関税撤廃／削減により、輸出品の価格競争力が強化
⇒輸出先におけるシェア拡大
- 現地日系企業の部品調達において、関税分の支出が不要
⇒最終製品の価格競争力の向上

特定原産地証明書とは (一般の原産地証明書との違い)

	EPAに基づく特定原産地証明書	一般の原産地証明書
利用目的	特恵関税（EPA税率）の適用	L/C要件、通関etc.
申請方式	電子申請	専用紙にタイピング
発給機関	日本商工会議所＊	各地商工会議所
原産性の確認	経済連携協定に基づく 原産地規則	関税法を準用
対象国(地域)	協定の締約国	制限なし

＊「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づき、日本商工会議所は特定原産地証明書の発給機関として、経済産業大臣より指定を受けています。



特定原産地証明書発給システムで申請できる協定

〈発効年月日〉

2013年2月現在

日メキシコ協定	2005年 4月 1日
日マレーシア協定	2006年 7月 13日
日チリ協定	2007年 9月 3日
日タイ協定	2007年 11月 1日
日インドネシア協定	2008年 7月 1日
日ブルネイ協定	2008年 7月 31日
日アセアン協定	2008年 12月 1日
日フィリピン協定	2008年 12月 11日
日スイス協定	2009年 9月 1日
日ベトナム協定	2009年 10月 1日
日インド協定	2011年 8月 1日
日ペルー協定	2012年 3月 1日

(注) 日シンガポール協定(2002年11月30日発効)は、日本商工会議所ではなく、各地商工会議所が発給機関のため、上記システムの対象外。

特定原産地証明書の申請前に確認すべき事項

<ステップ1> 輸出製品のHSコードの確認

EPAを利用するには、まず輸出製品の6桁ベースのHS番号を確認！
＊輸入者を通じた輸入締約国の税関への確認をお勧めします

<ステップ2> 特惠税率の有無、税率の確認

EPAを使った場合の税率が、現状の関税率よりも有利なのかを確認！
＊ジェトロHP「世界各国の関税率」の活用等

<ステップ3> 各EPAに定められた輸出製品に係る規則等の確認

輸出する製品が、EPAの特惠税率を受ける資格があるのかを確認！

＊輸出製品に係る各EPA上の「原産地規則」「品目別規則」で確認

<ステップ4> 輸出製品に関する原産性の確認

輸出製品に原産性があるのか（＝原産地規則に基づいた原産資格を有しているか）を確認！



発給手続きの流れ

企業登録



原産品判定依頼



同意通知



発給申請

日本商工会議所（指定発給機関）

<企業登録> ※ステップ5

1企業1登録／有効期限は2年／手数料は無料／登録にかかる期間は最大7営業日

- ①企業登録申請書、履歴事項全部証明書等を提出（郵送 or 持参）
- ②特定原産地証明書発給に必要な資料の送付（郵送）
企業登録番号、システムURL、ログインID／パスワード

生産者
輸出者

<原産品判定依頼> ※ステップ6

有効期限は無期限／手数料は無料／原産品判定にかかる期間は最大3営業日

- ①原産品判定依頼書の提出（特定原産地証明書発給システム）
「原産品であることを明らかにする資料」（EPAの原産地規則に基づき原産資格を有していることを確認できる情報）の入力

生産者
輸出者

原産品であるかどうかについて
審査（判定審査）

原産品であると認められる場合（承認）

必要に応じて、
・申請に係る物品の確認、関係者への照会
・証明資料提出者等の同意を得て、実地に設備や書類その他の物件の調査等を実施。

②原産品判定番号の付与

証明資料提出同意通知書の提出（判定依頼者が生産者の場合）

留意事項の通知

※生産者から判定に必要な情報を入手している場合、輸出者も判定依頼可能

<特定原産地証明書の発給申請> ※ステップ7

手数料は基本料+産品従量制／発給にかかる期間は最大2営業日

- ①発給申請書の提出（特定原産地証明書発給システム）

発給申請内容を審査（発給審査）

発給が認められる場合（承認）

必要に応じて、
・申請に係る書類の確認、関係者への照会

②特定原産地証明書の交付、留意事項の通知

③発給手数料の納付（現金など）

輸出者

企業登録①

登録にあたっての注意点

- ▶ 企業の実在確認が目的
- ▶ 1 企業 1 登録（有効期間：2年間、更新手続き要）
- ▶ 非特惠原産地証明の貿易登録とは別登録
- ▶ すでに他のEPAで登録済みの場合は登録不要
- ▶ 登録情報に変更があった場合は速やかに変更手続きを
「社名」「住所」「代表者」に変更がある場合、組織変更（合併等）が生じる場合は、事前に日本商工会議所 国際部に連絡を

【新規登録について】

○登録手数料は無料

○必要書類（法人の場合）

- ・「登録申請書」（WEB上で作成し、印刷）
- ・「履歴事項全部証明書」

以上を揃え、日本商工会議所 国際部へ提出

（※具体的な手続き（法人・個人）については発給申請マニュアル P47～52参照）

企業登録②

【サイナー登録】

- ▶ 登録企業の代表者から特定原産地証明書の受給に係る手続きに関する権限の委任行為
- ▶ 1 登録企業に複数のサイナー登録可能（上限なし）
- ▶ サイナー有効期間＝企業登録の有効期間と同じ
- ▶ 登録されたサインが、特定原産地証明書に申請企業の申請代表として印字される
- ▶ 登録サイナー情報に変更（削除・追加含む）があった場合は速やかに変更手続きを

⇒発給システムにて変更の申請書を作成し、
日本商工会議所 国際部へ提出

新規企業登録の手続きは日商HPから

(※具体的な手続き(法人・個人)については
発給申請マニュアルP47~52参照)

The screenshot shows the JCCI website with several annotations:

- Top Navigation Bar:** A yellow box highlights the URL "日商HP: http://www.jcci.or.jp".
- Left Sidebar:** A red circle highlights the link "EPA特定原産地証明書発給事業" under the "EPA" section.
- Main Content Area:**
 - A callout box points to the "企業登録の登録申請書作成はこちらから" (Click here to create the business registration application form) link.
 - A red circle highlights the "■ 企業登録 (無料)" (Business Registration (Free)) section.
 - A red circle highlights the "特定原産地証明書発給申請マニュアル(手引き)" (Certificate of Origin Issuance Application Manual (Handbook)) link.
 - A callout box points to the "※発給申請マニュアルはこちらから" (Click here for the issuance application manual) link.
- Bottom Left:** A green circle highlights the text "動画で見る!" (Watch video!), with a callout box pointing to it that says "参考：動画サイトはこちらから" (Reference: Video site is here).

原産品判定依頼①

原産品判定にあたっての注意点

▶ 原産品判定依頼の資格者：

輸出産品の生産者か輸出者のみ（法第三条）

- 国内卸商（輸出者でも生産者でもない者）は生産者に代わって原産品判定依頼はできない
- ▶ 生産者/輸出者が判定依頼し、輸出産品が原産品であると確認された場合、当該産品に「**原産品判定番号**」が付与される
- 生産者が上記産品の輸出を輸出者に委ねる場合、「**原産品判定番号**」の使用を認める旨を、システム上で発給機関と当該輸出者に通知＝**同意通知（最長3年、更新可能）**
- ▶ 標準処理日数：3営業日（不備があれば無期限）
- ▶ 原産品判定に手数料は不要

原産品判定依頼②

▶ HSコードの入力は6桁

「輸入者を通じて輸入国税関に確認を」

- 日スイス協定、日ベトナム協定、日インド協定、日ペルー協定では HS2007 を使用
- 上記以外の協定は HS2002 を使用

▶ 各協定ごとに原産品判定依頼が必要

- 原産地規則、品目別規則が異なるため

▶ 原産品判定依頼の前に、輸出品が原産品であることを立証できる資料の整備が必要

- 当該資料の提出は原則不要（保存義務あり）
- 判定事務所の求めに応じて、即時に提出が必要



原産品判定依頼のための立証、保存書類

▶ 原産品判定依頼のための資料

「原産資格を立証するための基本的考え方と整えるべき
保存書類の例示」（経済産業省、2012年7月改訂）

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/roo_guideline.pdf

- ①輸出產品とその製造に使用した全ての材料・部品との対比表
- ②対比表に記載された材料、部品で製造されたことを裏付ける資料
総部品表、製造工程フロー図、生産指示書、各材料の投入記録（在庫の蔵入蔵出記録等）
- ③「原産」（日本産または締約相手国産）と扱う材料について、その事実を立証する書類

▶ 「繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項」 （経済産業省、2011年8月改訂）

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/guideline_for_textile_and_apparel.pdf

特定原産地証明書の発給申請①

▶ 発給申請できるのは「輸出者」のみ（法第三条）

申請情報入力の際の主な留意点

- 出航日の入力必須
- 特定原産地証明書に印字される産品名は、原産品判定済みの産品名称と同一であることが原則
 - ＊ブランド名や型番等を、産品名称の後ろに括弧書き等で付記することは可能
- 未来日のインボイス日付の入力は不可
- L/C等で求められても、定められた事項以外の文言等を証明書には記載できません

▶ 標準処理日数：2営業日（不備等があれば無期限）

特定原産地証明書の発給申請②

- ▶ 特定原産地証明書のイメージの確認：
「保存」にすればイメージプレビューで確認可能
- ▶ 手数料：基本料2,000円＋加算額(@500円×産品数)
 - ・同じ産品を21回以上利用：加算単価は50円に
- ▶ 日本商工会議所各事務所（全国21カ所）の窓口で手数料と引換えに特定原産地証明書を交付（原則）
 - ・郵送可能（手数料は事前振込、郵送料は代引）

保存義務、罰則

保存義務

特定原産地証明書の発給を受けた輸出者や原産品判定依頼を行った生産者は、特定原産地証明書の発給日から5年間（日ブルネイ協定、日スイス協定、日アセアン協定、日ベトナム協定の場合は3年）、その特定原産地証明書に記載された産品の原産性を判断するために用いた情報や書類を保存しなければなりません。

罰則

違反行為の内容	該当条文	罰金額
標章の使用制限違反	第35条	50万円以下
虚偽の申請書又は虚偽の資料の提出	第36条	30万円以下
原産品でなかったことの通知義務違反	第37条	30万円以下
原産地証明書の返納義務違反	第38条	30万円以下



お問い合わせ先

<EPA 関連法令に関する相談>

経済産業省 原産地証明室（※認定輸出者制度含む）	TEL：03-3501-0539
--------------------------	------------------

<特定原産地証明書に関する相談>

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当			TEL：03-3283-7850
判定	発給	日商事務所	
	○	札幌事務所（札幌商工会議所内）	TEL：011-231-1332
	○	仙台事務所（仙台商工会議所内）	TEL：022-265-8185
	○	黒部事務所（黒部商工会議所内）	TEL：0765-52-0242
	○	千葉事務所（千葉商工会議所内）	TEL：043-227-4101
○	○	東京事務所（東京商工会議所内）	TEL：03-3283-7771
○	○	横浜事務所（横浜商工会議所内）	TEL：045-671-7406
○	○	浜松事務所（浜松商工会議所内）	TEL：053-452-1112
	○	清水事務所（静岡商工会議所内）	TEL：0543-53-3401
	○	富士事務所（富士商工会議所内）	TEL：0545-52-0995
○	○	名古屋事務所（名古屋商工会議所内）	TEL：052-223-5720
	○	蒲郡事務所（蒲郡商工会議所内）	TEL：0533-68-7171
	○	豊川事務所（豊川商工会議所内）	TEL：0533-86-4101
	○	四日市事務所（四日市商工会議所内）	TEL：059-352-8191
	○	福井事務所（福井商工会議所内）	TEL：0776-33-8253
○	○	京都事務所（京都商工会議所内）	TEL：075-212-6410
○	○	大阪事務所（大阪商工会議所内）	TEL：06-6944-6216
	○	神戸事務所（神戸商工会議所内）	TEL：078-303-5806
	○	広島事務所（広島商工会議所内）	TEL：082-222-6651
	○	福山事務所（福山商工会議所内）	TEL：084-921-2346
	○	高松事務所（高松商工会議所内）	TEL：087-825-3501
○	○	福岡事務所（福岡商工会議所内）	TEL：092-441-1117

【参考】動画で見る！特定原産地証明書申請手続き

日本商工会議所HP <http://www.jcci.or.jp/>

[illegible]

URL:<http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/epa-douga/annai/index.html>



【参考】特定原産地証明書発給申請マニュアル

日商ウェブサイト「EPA特定原産地証明書発給事業」

→特定原産地証明書発給申請の手引き

Japan Chamber of Commerce and Industry

日本商工会議所
国際部

わが国のEPA全般 | EPAに関する国(地域)別情報 | 特定原産地証明書
特定原産地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項<重要> | 特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ | 問合せ先 | サポート

特定原産地証明書発給申請の手引き

一括版ダウンロード(5MB)

※ ブラウザでは、開けない場合があります。ダウンロードで保存したうえで、ファイルを開いてください。

はじめに・特定原産地証明書を用いるEPA

1. 特定原産地証明書の取得に向けて

特定原産地証明書発給申請マニュアル

= 経済連携協定共通 =

【二国間経済連携協定】 (国名50音順)

(対象国)

インド、インドネシア、スイス、タイ、チリ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ

【多国間経済連携協定】

(対象地域) アセアン

<発効年月日>

日メキシコ協定	2005年 4月 1日
日マレーシア協定	2006年 7月 13日

URL:<http://www.jccci.or.jp/gensanchi/tebiki.pdf>